

練馬区で実施している提案事業

名称	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業（福祉部経営課）	（財）都市整備公社まちづくり活動助成
目的	<p>「練馬区福祉のまちづくり総合計画」の基本方針等に沿った活動および整備に関する提案を公募し、区民自らが主体となつて行う企画提案の実施を支援することにより、福祉のまちづくりの推進と福祉の向上に寄与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主体的・継続的に福祉のまちづくりに取り組む担い手を、地域に増やす 2 多様な区民と一緒に考え、活動する場を増やし、理解と共感を広める 3 課題解決の新しい手法や地域の資源を開発する 	<p>区民が住み続けたいと思えるような美しい地域環境と豊かな地域社会の実現のために取り組む、区民主体のまちづくり活動への支援するため、助成事業を実施し、まちづくり活動の活性化に寄与する。</p>
募集事業内容	<p>目的に合致した事業で次の要件を満たすもの 住民等が主体となつて実施できる範囲であること 公共性があること 住民等が持つ新しい発想、手法、地域の資源などを生かした取り組みで、その効果が福祉のまちづくりに寄与すること</p> <p><u>対象外</u> 営利、宗教、政治または選挙活動を目的とすると考えられる事業 特定の個人や団体が利益を受ける事業 公序良俗に反する事業 国、地方公共団体またはそれらの外郭団体から資金的援助を受けている事業</p>	<p>目的に合致した事業で次の要件を満たすもの 身近な生活空間の保全・改善・創造のためのまちづくり活動に取り組むための学習（たまご部門） 活動の成果が地域へ還元されることが期待できる事業（はばたき部門） まちづくりセンターが指定するテーマに沿った活動（テーマ部門）</p> <p><u>対象外</u> 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受ける活動 政治、宗教を目的とする活動</p>
応募資格	<p>区内在住、在勤、在学または土地や建物を有する者を3人以上含むグループ 自らが主体となつて企画を実施する意欲があること 営利、宗教または政治を目的とするグループでないこと</p>	<p>3人以上の団体に構成員の中に区内在住、在勤または在学者がいること</p>
事業予算	<p>はじめの一步助成部門 上限5万円 パートナーシップ活動助成部門（3年まで） 地域活動 上限20万円 設備整備を伴う活動 上限100万円 テーマ部門 別に定める</p>	<p>たまご部門 上限3万円 はばたき部門 上限30万円 テーマ部門 別に定める</p>

	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業（福祉部経営課）	（財）都市整備公社まちづくり活動助成
年間の流れ	4月 提案受付 6月 公開審査 10月 中間報告会 3月 最終報告会 4月 精算	4月 提案受付 6月 公開審査 10月 中間報告会（お悩み相談会） 3月 最終報告会 4月 精算
審査体制	学識経験者、実践者、事業者、区民、区職員など 8名	学識経験者、まちづくりに関わってきた区民、区職員、都市整備公社職員など 8名
審査方法	はじめの一步助成部門は書類審査 パートナーシップ活動助成部門・テーマ部門は公開審査 第一回審査で落ちた団体は、第二回審査を受け、復活する場合あり	たまご部門は書類審査 はばたき部門・テーマ部門は公開審査 公開審査で落ちた団体は、審査員の助言を受け、改善した企画書を出しなおすことにより、復活する場合あり
審査の視点	福祉のまちづくり総合計画との整合性 公共性 創意工夫（地域資源の活用・新しい試み） 多様な人との連携（組織連携・区民参加） 福祉のまちづくりの普及（活動の発展性・他の地域への波及効果） 実現性	地域課題の解決、地域資源の活用 多様な人たちとの連携 区民らしい新しい発想 実現性 活動の発展性、成果が地域へ還元
対象となる経費	謝礼金 交通費 印刷費・消耗品費 役務費（切手、はがき、保険料） 委託料（設計委託料等） 使用料・賃借料（会議室・機器のレンタルなど） 工事請負費（バリアフリー改修、維持補修） 備品購入費（事業の実施に不可欠なもの）	謝礼金 交通費 印刷費・消耗品費 役務費（切手、はがき、保険料） 使用料・賃借料（会議室・機器のレンタルなど）

	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業（福祉部経営課）	（財）都市整備公社まちづくり活動助成
対象外の経費	<p>メンバーへの謝礼・手当て</p> <p>飲食費</p> <p>人件費</p> <p>家賃、光熱水費、電話料</p> <p>事務局の維持管理等団体の運営に要する費用</p>	<p>メンバーへの謝礼・手当て</p> <p>提案活動とは直接関係ない打ち合わせ、視察、研修等の交通費</p> <p>人件費</p> <p>家賃、光熱水費、電話料</p> <p>定期刊行物の印刷費</p> <p>事務局の維持管理等団体の運営に要する費用</p>
その他の支援	<p>アドバイザーの派遣</p> <p>提案検討会の実施</p> <p>広報・周知の支援</p> <p>学習交流会</p>	
現状と課題	<p>提案団体が 20 団体程度で毎年、ほとんどの団体が審査を通過している。パートナーシップ活動助成部門では活動団体の自立を前提に 3 年までという期限を切っているため、団体も自覚しながら、他の補助金事業など活動資金確保に努めている。</p> <p>助成金の額や期間についての要望はない</p> <p>助成金の対象が、審査会での決定後になるため、審査会以前の 4 月からの活動経費も、助成の対象としてほしいとの要望あり。</p>	<p>より多くの区民が主体的にまちづくり取り組むためのきっかけと、まちづくりセンターの PR を目的に助成事業を行ってきたが、新たな提案団体が少なく、提案する団体が固定化している。</p> <p>はばたき部門は原則 3 年であるが、新たな提案団体が少ないため、4 年目以降も助成している。また、自立に向けた働きかけをあまりして来なかったため、この制度による「助成金」と「区民からの信用」への依存が大きい。</p> <p>テーマ部門において「生きものまちづくり」の提案事業を 2 年間行ったが、ハードの整備も伴うものなので、助成金だけでは困難。（見直し検討中）</p> <p>基盤が強固でない団体が多いため、団体が活動を進めていくうえでのサポート体制を検討する必要がある。</p> <p>複数年に渡り調査、研究、実施をしたい団体もあり、単年度ではなく、複数年の助成を希望している団体がある。</p>
方向性	<p>福祉のまちづくり総合計画は 18 年度～22 年度が計画年度であるため、22 年度に見直しに併せて、この制度についても、検討を行う。</p>	<p>提案団体が固定化しているなど、さまざまな課題がある。今後、審査会の意見や提案団体からのヒアリング調査を行い、見直しを行う。</p>

